

2026年2月2日
株式会社 荘内銀行

～特殊詐欺被害の未然防止に向けた取り組み～
ATM 振込における一部利用制限の条件変更について

株式会社莊内銀行（本店：山形県山形市、頭取：佐藤 敬）は、増加傾向にある高齢者に対する振り込め詐欺や、還付金詐欺などの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取り組みをさらに強化することを目的として、当行キャッシュカードによる ATM でのお振込みについて下記のとおり一部利用制限の条件を改定させていただくことといたしました。

一部のお客さまには大変ご不便をおかけしますが、お客様の大切なご預金をお守りするための取り組みであることを何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改定内容

1年以上当行キャッシュカードによる ATM でのお振込取引がない満 65 歳以上のお客さまが対象となります。

改定前	改定後
満 65 歳以上で、3 年以上当行キャッシュカードによる ATM でのお振込取引がない方	満 65 歳以上で、 <u>1年以上</u> 当行キャッシュカードによる ATM でのお振込取引がない方

2. 利用制限の内容

上記対象のお客さまは、当行キャッシュカードによる ATM でのお振込みがご利用いただけません。

※キャッシュカードによるご入金やお引き出し等は引き続きご利用いただけます。

3. 適用開始日 2026年4月1日（水）より

4. 利用制限の解除を希望される場合

以下のものをご持参のうえ、営業時間内に当行本支店窓口へご相談ください。

- ・マイナンバーカードや運転免許証等のご本人様を確認できる資料
- ・利用対象口座のキャッシュカード

5. お客様お問い合わせ先

ご不明な点は、お近くの莊内銀行、または下記のフリーダイヤルまでお問い合わせください。

【莊内銀行 コンタクトセンター】（フリーダイヤル）：0120-1032-39（平日 9:00～19:00）

以上

本件に関するお問い合わせ先（報道機関）
莊内銀行 広報IR室 TEL：023-626-9006